

誓約書

(学部等プログラム・私事渡航用)

山口大学長 殿

私は、海外渡航するにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

1. 渡航前の手続き、保険等の加入について

- (1) 海外渡航にかかる経費について理解し、事前に保護者等の経済的支援者の了解を得ること。
- (2) 海外渡航に必要な諸手続き（渡航先機関に提出する各種書類の作成、必要な予防接種、パスポート及びビザの取得、本学の所属学部・研究科における手続き、渡航に関わる費用の支払い、保険加入等）については、事前に十分理解し、自らの責任において行うこと。また、これらの手続きに係る全ての費用は自己負担とすること。
海外渡航に係る出発から帰国までの期間、海外旅行保険及び危機管理支援サービス（OSSMA）に必ず加入すること。

2. 海外渡航中の留意事項について

- (1) 海外渡航中の生活にかかる全ての費用は自己負担とすること。
- (2) 海外渡航期間中は、滞在国又は地域の法令、派遣先機関のルールを遵守するとともに、本学の学生として責任ある行動をとること。ただし、滞在国の法律で認められている場合であっても、20歳未満の学生は飲酒や喫煙をしないこと。また、薬物等を使用しないこと。
- (3) 海外渡航前に本学所属学部にて所定の届出手続きを行い、海外渡航中の連絡先に変更があった場合も速やかに本学所属学部へ届け出ること。また、渡航後は速やかに滞在国の日本大使館（領事館）へ「在留届（3ヶ月以上）」を提出、または「旅レジ（3ヶ月未満）」の登録を行うこと。
- (4) 学部等プログラムに参加する場合、プログラムの目的を達成するため、学習・研究に専念すること。

3. 海外渡航の中止・延期・帰国勧告及びそれらに係る費用負担について

- (1) 渡航先機関が所在する国（地域）の治安、疫病、災害等の状況によっては、本学は学生本人の安全を第一と考え海外渡航の中止・延期または帰国指示を決定する。それらの事態が生じる可能性があることを理解するとともに、その場合は日本国外務省・日本国大使館（領事館）の勧告・命令及び本学の指示に速やかに応じること。これらの事態により発生するキャンセル料や帰国手配等に係る費用（日本国内での移動費、宿泊費を含む）については、学生本人又は保護者の自己負担とすること。また、海外渡航のための奨学金を受給しており、返納を命じられた場合、これに応じること。
- (2) 海外渡航前または海外渡航中に、この誓約書に記載された事項に反するなどして、海外渡航学生として不適格であると本学または派遣先機関が判断した場合には、本学は学生の海外渡航の許可を取り消すことを理解すること。これにより生じた帰国の手配及びそれに係る費用については学生本人または保護者の自己負担とすること。また、海外渡航のための奨学金を受給しており、返納を命じられた場合、これに応じること。

4. 災害等による損害について

海外渡航期間中の災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪ならびに学生本人の故意または不注意によるトラブル等（迷惑行為・ホームステイ・本人の持病に起因するものを含む）によって生じた損害については、学生本人または保護者の責任において対応し、一切を処理し、本学およびその関係者に損害賠償その他の責任を追及しないこと。

5. 情報提供について

海外渡航に必要な諸手続きや緊急時の対応のため、本学に届け出た学生本人及び保護者の個人情報について、本学、渡航先機関、保険会社、本学の指定する危機管理会社、関係省庁及び日本国大使館（領事館）が利用することに同意すること。

学部・研究科：

保護者等は、上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

学籍番号：

学生氏名： _____ (自署)

保護者等氏名： _____ (自署)

署名日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

署名日： _____ 年 _____ 月 _____ 日